

「第6期計画」と相違する部分は、
太字、斜体、下線で表示

野尻湖に係る湖沼水質保全計画（第7期）
（素案）

～ みんなの野尻湖 美しい姿を次世代に ～



令和6年（2024年）9月時点

長野県

※内容は今後修正する場合があります。

目 次

はじめに	1
○ 野尻湖の概要	
○ 湖沼水質保全計画策定の背景	
○ 第6期水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応	
1 長期ビジョン	4
2 水質の保全に関する方針	5
(1) 計画期間	
(2) 計画期間内に達成すべき目標	
(3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	
3 水質の保全に資する事業	6
(1) 生活排水対策	
(2) 流入河川の水質浄化等	
4 水質保全のための規制その他の措置	7
(1) 工場・事業場排水対策	
(2) 流出水対策	
(3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護	
(4) 廃棄物等の適正処理	
5 その他水質保全のために必要な措置	9
(1) 公共用水域の水質の監視	
(2) 調査研究の推進と活用	
(3) 環境学習の推進、環境保全意識の啓発	
(4) 地元主導による取組の強化	
(5) 水質汚濁事故への対応	
(6) 関係地域計画との整合	
(7) 事業者等に対する助成	
(8) 環境保全活動の支援	
野尻地区及び菅川・市川流域における流出水対策推進計画（第4期）	12
【参考】野尻湖の流域図、水質調査地点図	15

1 はじめに



野尻湖の諸元	
湖面積	4.45 km ²
貯水量	95,676 千 m ³
水深	最大: 38.3 m 平均: 20.8 m
滞留時間	738 日
湖面標高	656.8 m
流入河川	11 河川
流出河川	1 河川
直接流域面積	12.9 km ²
間接流域を含む流域面積	185.3 km ²
流域内市町村	信濃町、長野市、新潟県妙高市

20 ○ 野尻湖の概要

21 野尻湖は長野県北部の上水内郡信濃町にあり、妙高戸隠連山国立公園内に位置する県
22 内最大の貯水量を誇る天然湖沼です。

23 形が芙蓉の葉に似ていることから別名「芙蓉湖」とも呼ばれています。

24 関川水系の野尻湖は、新潟県妙高市の焼山を源流とする関川や野尻湖の北部を水源と
25 する古海川をはじめとする 11 の河川を通じて揚水や自然流下により水が集められ、その
26 水は唯一の流出河川である池尻川に流れた後に関川に合流し、新潟県を流下して日本海
27 へ注がれています。また、発電に伴う揚水や農業用水の確保のために水位調整が行われ
28 ており、水位が年間で大きく変動する特徴があります（15 ページの流域図参照）。

29 野尻湖の透明度は高く、周囲の鮮麗な山々とともに美しい景観を成しています。

30 文化観光資源としても重要な役割を果たしており、古くから国際的なリゾート地とし
31 て知られています。また、約 4 万年前には野尻湖に生息していたナウマンゾウを求め、
32 旧石器時代の人々が狩場として利用していたと推測され、湖底が露出した湖畔から化石
33 が見つかることがあります、全国から集まった参加者により発掘調査が進められています。

34 利水面では、発電、かんがい期の農業用水、内水面漁業のほか、水浴、ボート、ヨット、
35 水上スキーなど様々なレクリエーションとしての利用価値を有しています。また、
36 かつては長野市の水道水源としても利用されていました。

37 ○ 湖沼水質保全計画策定の背景

38 野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化の進行により、昭和 60 年頃から植物
39 プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、また、昭和 63 年には淡水赤潮が発生し
40 たことから、平成 6 年 10 月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、以降 6 期
41 30 年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定な
42 ど各種施策を講じて水質改善に努めてきました。

43 ○ 第 6 期湖沼水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応

44 野尻湖流域における湖沼水質保全計画に基づく総合的な水質保全対策の実施 等により、
45 COD は平成 17 年度以降上昇傾向が見られましたが、その後は 1.8~2.5mg/L 前後で推移
46 しており、令和 5 年 3 月に利水の現状を踏まえて県内湖沼の水域類型を見直したことに
47 より、野尻湖の水域類型は A 類型とされたことから、令和 5 年度に初めて環境基準を達
48 成しています。全窒素は環境基準が設定されていませんが、0.1~0.15mg/L の範囲内で
49 概ね横ばい、全りんは環境基準である 0.005 mg/L をほぼ達成するなどの改善傾向が見ら
50 れ、当初問題となった淡水赤潮は見られなくなりました。湖心の透明度（年平均値）は、
51 第 6 期計画で目標としていた 6.5m を達成し、平成 18 年度以降 6 m 以上を保っており、
52 良好な状態が継続しています。

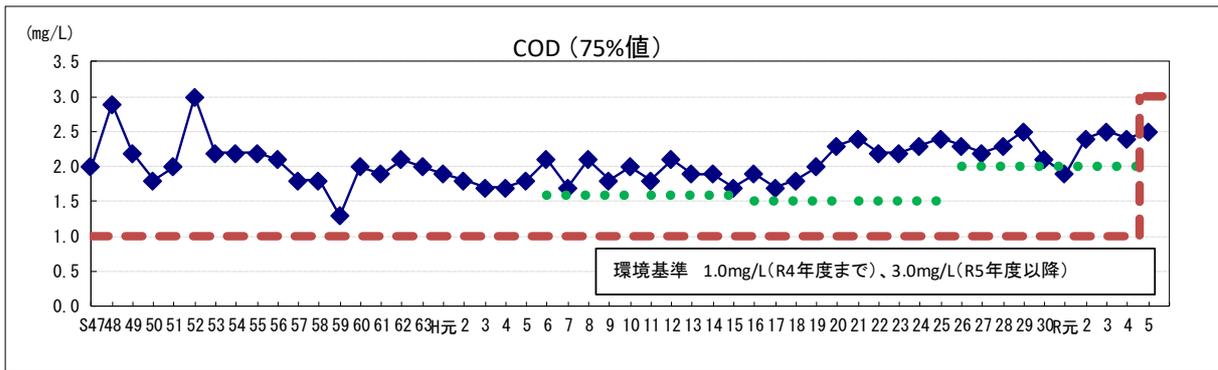
53 野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、工場・事業場、家庭などの特定汚染源を由来とする
54 負荷は、下水道や浄化槽の普及により削減されつつありますが、下水道の接続率は
55 80.1%と第 6 期計画の目標である 90%以上を下回っているため、更なる取組が求められ
56 ます。また、市街地、農地、山林などの非特定汚染源から降雨等により流入する負荷の
57 割合が大きくなっています。

58 また、水草帯の喪失により生態系が単純化してしまったことから、長年にわたって水
59 草帯を復元するための取組が続けられていましたが、平成 29 年頃から水草が確認され
60 ています。

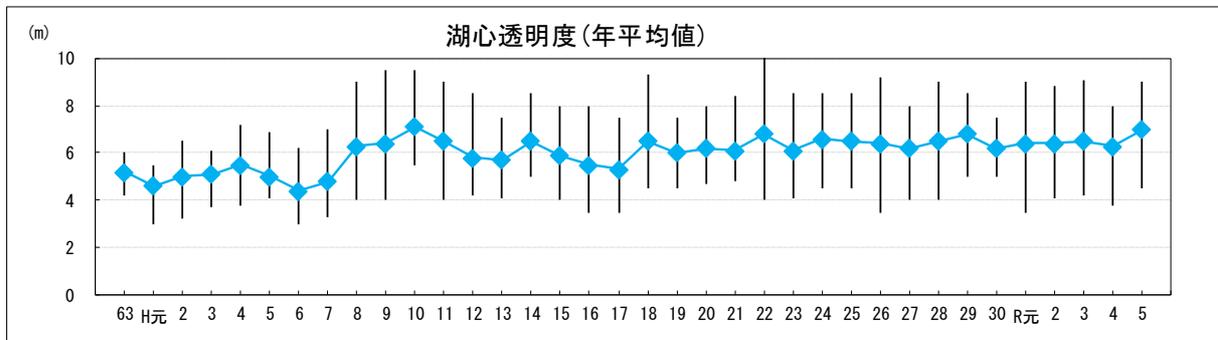
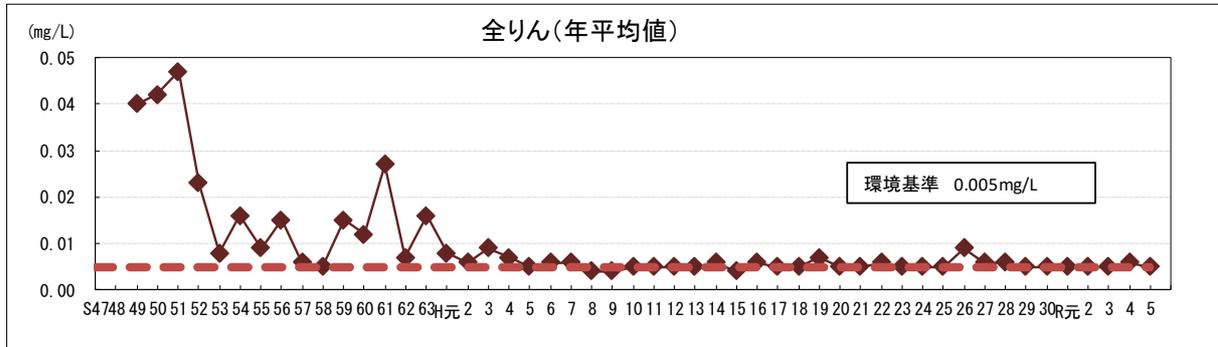
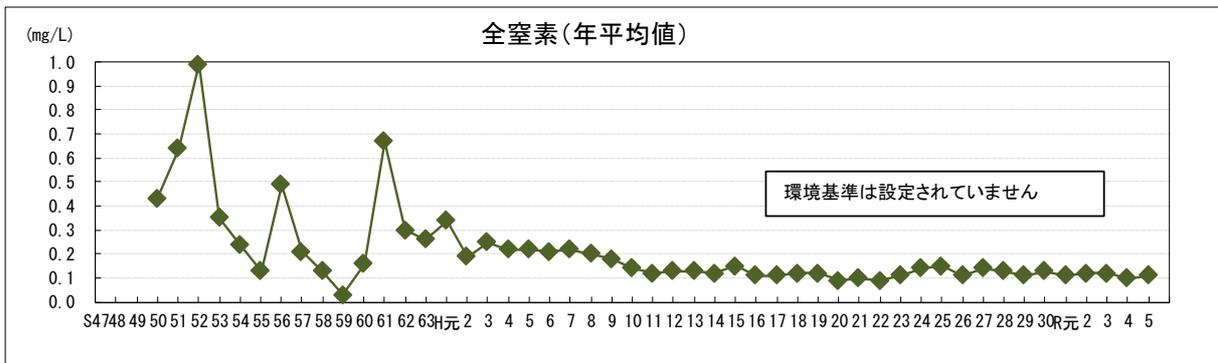
61 今後は、80.1%と伸び悩んでいる下水道の接続率を向上させる等、特定汚染源対策を
62 引き続き進めるとともに、非特定汚染源対策として市街地、農地、山林等における対策
63 を更に推進していく必要があります。また、水生植物の復元 状況についての把握が求め
64 られています。

65 これらの取組には、信濃町、長野県、国の機関といった行政機関のみならず、地域住
66 民の理解と協力が不可欠であることから、住民が積極的・主体的に取り組める土台づく
67 りが必要です。

68 このような状況から、引き続き野尻湖の水質改善を図るため、野尻湖に関わる人々と
69 水環境の調和に配慮して、「野尻湖水質保全計画（第 7 期）」を定め、関係市町村、団体
70 及び県民の理解と協力を得て、水質保全対策を総合的かつ計画的に推進します。



..... はこれまでの湖沼水質保全計画の水質目標値を示す。



71

72 (注1) COD、全窒素、全りんは、環境基準点（湖心及び弁天島西の2地点）の最高値

73 (注2) 水質調査地点は、15 ページを参照

74

〈野尻湖における水質の推移〉

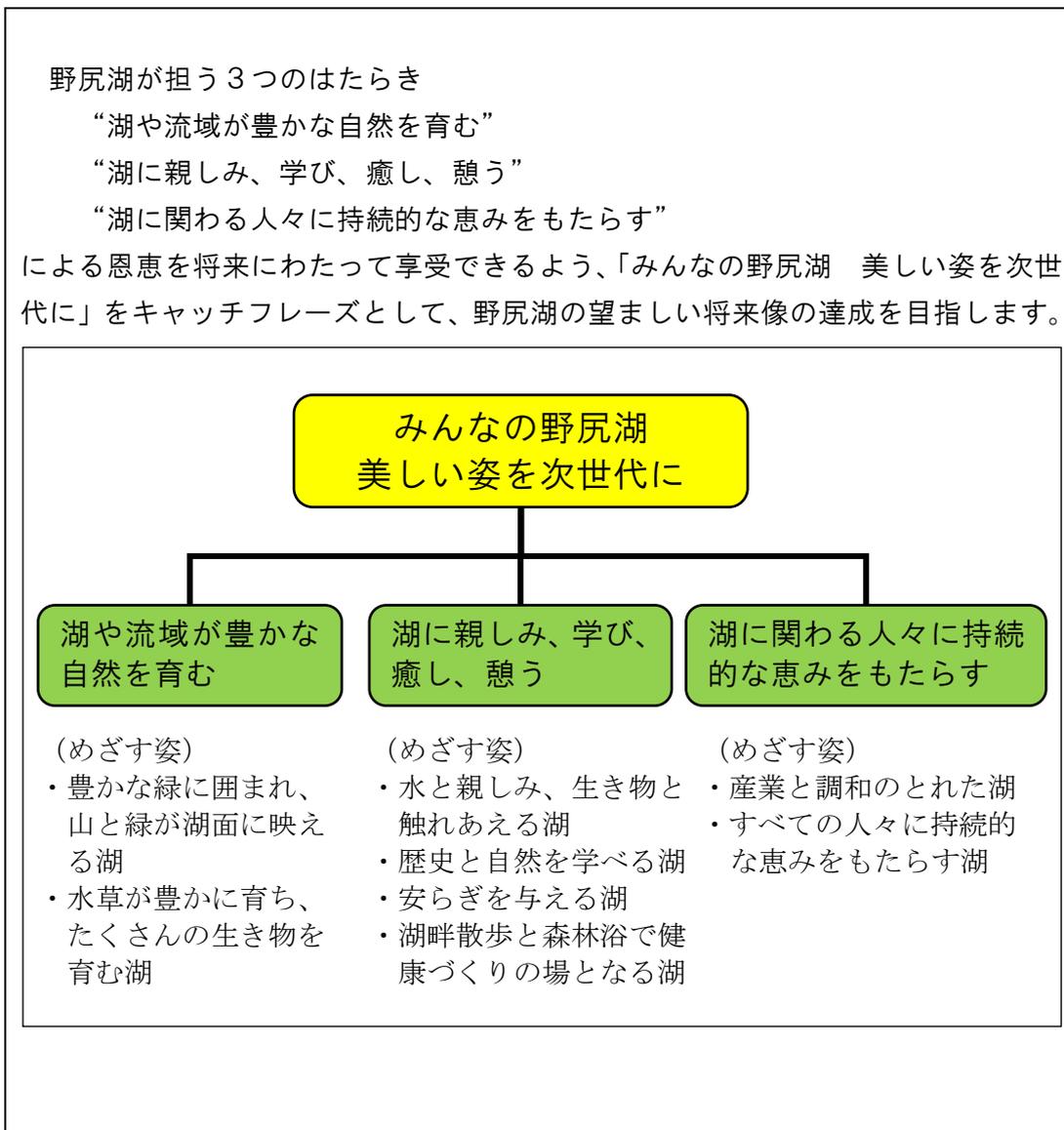
75 1 長期ビジョン

76 野尻湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像として、長期ビジョンを以下の
77 とおり掲げ、おおむね **15**年後の令和 20 年度を目途に達成することを目指します。

78 長期ビジョンの達成に向けて、野尻湖に関わる多くの人々や事業者が、日常生活や事業
79 活動の中で野尻湖に親しみを持ち、水質保全を自らの役割と認識し、実践できるよう、こ
80 の長期ビジョンを共有し、その実現に向けて各種施策を推進します。

81

82 〈野尻湖の長期ビジョン〉



83

84 2 水質の保全に関する方針

85 (1) 計画期間

86 この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

87 (2) 計画期間内に達成すべき目標

88 化学的酸素要求量 (COD) は令和5年度に環境基準値を下回ったことから、計画期間
 89 内に達成すべき目標は現状水準の維持とし、環境基準の継続的な達成に努めます。全りん
 90 については、環境基準を達成していない年度もあることから、現状水準の維持・向上に努
 91 めます。

92 〈水質目標値〉

項目		現状 (令和5年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準
化学的 酸素要求量 (COD)	75%値 (mg/L)	2.5 【2.3】	<u>現状水準の維持</u>	<u>3.0</u>
	(参考) 年平均值 (mg/L)	2.0 【2.1】	<u>現状水準の維持</u>	—
全りん	年平均值 (mg/L)	0.005 【0.005】	0.005 (現状水準の 維持・向上)	0.005

93 (注1) CODの75%値及び全りんの年平均值は、環境基準点(2地点)の最高値

94 (注2) CODの年平均值は、各環境基準点の年平均值の全地点平均値

95 (注3) 【 】内は、過去5年間の平均値

96 (注4) 計画期間内に達成すべき目標は、水質の保全に資する対策を講じた場合の水質予測値を参考に設定

97

98 また、身近な水質指標として設定した湖心の透明度(年平均值)は、良好な状態が継
 99 続していることから、現状水準の維持・向上に努めます。

100 〈身近な水質指標〉

項目		現状 (令和5年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準
湖心 透明度	年平均值 (m)	7.0 【6.5】	<u>(現状水準の 維持・向上)</u>	—

101 (注1) 【 】内は、過去5年間の平均値

102 (注2) 計画期間内に達成すべき目標は、第5期計画と同じ値に設定

103 (3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

104 野尻湖に係る水質保全計画に基づく対策の着実な実施と、同計画の定期的な見直しに
 105 より、おおむね15年後を目途に長期ビジョンの達成を目指します。

106 長期ビジョンの実現に向け段階的に水質の改善を図るため、計画期間内(令和6年度
 107 から令和10年度まで)では、下水道への接続促進等により特定汚染源からの負荷の削減
 108 を図るとともに、環境にやさしい農業や森林整備の推進等により流出水負荷の削減を図
 109 ります。また、水生植物のモニタリング等について、地域住民による主体的な取組が推
 110 進されるよう支援、啓発等を実施します。

111

112 3 水質の保全に資する事業

113 (1) 生活排水対策

114 ① 生活排水処理施設の整備

115 野尻湖に流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等への接続を推進するとともに合
116 併浄化槽の整備を図ります。また、信濃町全体における生活排水施設整備率の向上を図
117 ります。

118 〈信濃町全体の生活排水施設整備率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
生活排水施設整備率 (信濃町全域)	信濃町	79.0%	83.0%

119 生活排水施設整備率：(下水道接続世帯＋農業集落排水施設接続世帯＋合併浄化槽設置
120 世帯) ÷ 行政世帯 × 100%

121 ② 下水道への接続の促進

122 **令和5**年度末の下水道への接続率の合計は **80.1%**に留まっているため、直接流域内
123 の下水道の供用区域において下水道接続率の向上を目指し、町の融資制度の活用、個
124 別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導及び啓発を行います。

125 〈直接流域における下水道接続率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
下水道接続率 (直接流域)	信濃町	80.1%	83.0%

126 下水道接続率（直接流域）＝直接流域内の下水道接続人口 ÷ 直接流域内の 下水道整備
127 区域人口 × 100%

128 ③ 浄化槽の適正な設置及び管理の確保

129 浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置、浄化槽法に基づく
130 保守点検・清掃及び法定検査の徹底等による適切な維持管理を図るため、啓発に努め
131 るとともに、立入検査を実施します。

132 ④ 各家庭における生活雑排水対策の促進

133 長野県水環境保全総合計画に基づき、各家庭における生活雑排水対策（調理くず等
134 の流出防止、廃油の回収、洗剤の適正使用等）の普及啓発を行います。

135 (2) 流入河川の水質浄化等

136 ① 水質浄化池による水質浄化

137 野尻湖に流入する農業用水路の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利

138 用した水質浄化池について、維持管理及び周辺整備を行います。

139 ② 流入水路等の浄化対策

140 流入水路の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみの除去及び
141 水辺の草刈りを実施します。

142 また、県及び町は、地域ぐるみの共同活動により水路管理の活動が着実に継続でき
143 るよう、多面的機能支払交付金等を活用した支援を行います。

144

145 4 水質保全のための規制その他の措置

146 (1) 工場・事業場排水対策

147 ① 排水規制

148 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び良好な生活環境の保全に関する条例
149 に基づき、生物化学的酸素要求量（化学的酸素要求量）、りん含有量等について、日平
150 均排水量が 10 m³ 以上（りん含有量については 20 m³ 以上）である特定事業場に対し、
151 排水基準を適用し、規制しています。

152 これらの排水基準の徹底を図るため、対象事業場に対する立入検査等の監視を強化
153 するとともに、違法行為に対し厳正に対応します。

154 ② 小規模・未規制事業場に対する指導助言

155 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法又は良好な生活環境の保全に関する条例
156 に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水処理施設の
157 改善及び適正管理の指導を行います。特に、下水道の供用区域内の工場・事業場に対
158 しては、町と連携して下水道への接続を促進します。

159 〈工場・事業場立入検査計画〉

対 策		実施主体	推進事業量 (令和 <u>6</u> ～ <u>10</u> 年度)
工場・事業場立入検査 (直接流域内)	排水基準適用事業場	県	年 1 回
	小規模・未規制事業場		2 年に 1 回

160 ③ 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

161 特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な指導を行いま
162 す。

163 (2) 流出水対策

164 ① 市街地対策

165 降雨に伴う住宅や事業場の敷地等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、各
166 住宅及び事業場において、敷地内の清掃、緑化等を行うよう普及啓発に努めます。

167 また、降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減する
168 ため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の

- 169 清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援します。
- 170 ② 農地対策
- 171 農地からの汚濁負荷を軽減するため、流域で営農している農業者に対し、適正施肥
- 172 等に係る技術指導を行います。加えて、長野県における農業環境負荷低減事業活動実
- 173 施計画の認定、信州の環境にやさしい農産物認証の取得、有機農業の導入など、各種
- 174 制度の普及啓発を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用することによ
- 175 り、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します。
- 176 また、消費者の環境にやさしい農業に対する理解促進のための情報発信等に努めま
- 177 す。
- 178 ③ 自然地域対策
- 179 森林がそのほとんどを占める自然地域は、水源かん養、水質浄化又は保健休養の場
- 180 や多種多様な生き物の生息・生育する場の提供など多面的な機能を有しています。こ
- 181 のため、今後も必要に応じて間伐等の維持管理に努めることにより、これらの機能を
- 182 高度に発揮させるとともに、降雨等に伴う土砂流出による汚濁負荷を削減するため、
- 183 間伐等の森林整備及び山腹崩壊や溪岸浸食を防止するための治山工事を推進します。
- 184 なお、森林の荒廃に起因する土砂流出等が生じた場合は、必要な措置を講じます。
- 185 ④ 河川・湖沼直接対策
- 186 野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図るため、地域住民と
- 187 連携して湖岸（水位の低い時期に露出した湖底を含む）及び流入河川の清掃を実施す
- 188 るとともに、清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加
- 189 できるよう努めます。また、河川パトロールを定期的実施し、不法投棄を未然に防
- 190 ぎます。
- 191 ⑤ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施
- 192 湖沼水質保全特別措置法第 25 条の規定により、流出水の水質改善に資する対策を推
- 193 進する地区として野尻地区及び菅川・市川流域を指定し、流出水対策推進計画（12～
- 194 14 ページ参照）を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。
- 195 (3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護
- 196 ① 生態系の保全と活用
- 197 指定地域内に存在する森林、公園、農用地の緑地保全、その他湖辺の自然環境につ
- 198 いては、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質浄化等の水質保全上の機能
- 199 を保全し、その活用を研究するなどの取組を行います。
- 200 ② 湖辺等の自然環境の保全・復元
- 201 野尻湖沿岸帯への水生植物の復元及び水生生物を含む湖岸の生物多様性の確保を
- 202 図り、自然の浄化能力の活用を図ります。
- 203 ③ 緑地の保全その他の自然環境の保護
- 204 野尻湖の水質の保全に資するよう、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、

205 河川法、長野県自然環境保全条例、長野県環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等
206 の関係諸制度の的確な運用を通じて、指定地域内の森林、公園、農用地の緑地保全、
207 その他湖辺の自然環境の保全に努めます。

208 (4) 廃棄物等の適正処理

209 流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によっ
210 て生じる環境の悪化を未然に防止することにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削
211 減に努めます。

対 策	推進主体	推進事業量
公害防止協力員による監視	信濃町	随 時
不法投棄監視連絡員によるパトロール	県	随 時

212

213 5 その他水質保全のために必要な措置

214 (1) 公共用水域の水質の監視

215 野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、
216 水質の監視及び測定を行います。特に、水生生物保全に係る環境基準については、金山
217 地区の湾に魚類等の繁殖又は生育の場として保全が必要な特別域を設け、全亜鉛等の水
218 生生物保全項目について定期的に水質測定を実施して、水環境保全につなげていきます。
219 (金山の水質調査地点は15ページを参照)

220 (2) 調査研究の推進と活用

221 野尻湖の水質汚濁機構及び非特定汚染源の実態把握並びに水生植物の浄化機能を活用
222 した対策などの調査研究を推進するとともに、その結果を地域住民に分かりやすく示す
223 ことにより住民が主体的に水質浄化に取り組むことができる環境を整えます。

224 ① 水生植物に関する調査・研究

225 平成29年頃から水草の復元が進んでいると考えられることから、水草帯回復が水質
226 の改善・安定化や植物プランクトンの動態に及ぼす影響を把握するため、水草の生育
227 状況のモニタリングに加え、新たに植物プランクトンの調査手法の開発を目指すとと
228 もに、県、信濃町、関係機関及び地域住民が協働して、野尻湖における水生植物のあ
229 り方等に関する研究を進めます。

230 ② 湖の水質保全に関する研究

231 効果的な水質保全対策の検討に資するため、湖の水質挙動等に関する研究に努める
232 とともに、春先に透明度が低下する傾向があることから、野尻湖の水質に影響を与え
233 る可能性がある降雨時や融雪時の流入河川水の負荷の実態調査を行い、良好な水質を
234 維持するために有効な方策を検討します。

235 ③ 水生植物による水辺整備

236 ヨシ、マコモ、ガマ、フトイ等の在来の水生植物による水質浄化や、生態系を回復
237 できる水辺整備及び管理の手法を、住民等と協力して検討し、普及に努めます。

238

239 (3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発

240 ① 環境学習の推進

241 小学生や地域住民等を対象に、環境学習の一環として野尻湖クリーンラリーを引き
242 続き毎年度実施します。この実施に当たっては、事前学習等を通じて環境意識の啓発
243 に努めるとともに、ボランティアによる継続的な浄化活動を推進します。

244 また、農業用水路に設置された水生植物を利用した水質浄化池を、環境教育の場と
245 して活用に努めます。

246 これらの活動に当たっては、地域住民等の協力を得ながら実施することにより、地
247 域全体における環境保全意識の向上を図ります。

248 ② エコツーリズムの推進

249 野尻湖の良好な水質や水辺環境、流域の豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推
250 進を図るため、観光協会等の関係団体とともに新たな観光資源を掘り起こし、湖上
251 の体験学習や環境保全活動への参加も視野に入れた魅力的な自然体験プランの設定と
252 情報発信を目指します。

253 併せて、野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等の整備を進め、地域住民や観
254 光客が野尻湖を取り巻く豊かな自然を身近に感じることにより、野尻湖の環境保全に
255 対する関心を高め、環境保全意識の向上を図ります。

256

257

258 ③ 情報収集・情報発信

259 野尻湖の現状に関する情報の共有と環境保全意識の向上を図るため、野尻湖の水質、
260 本計画に基づく対策の進捗状況や研究成果及び地域における水質や生態系の保全活動
261 の状況について情報収集し、その内容について積極的な情報発信に努めます。

262 情報発信に当たっては、野尻湖ナウマンゾウ博物館をその拠点とし、展示や講演会
263 の開催等により幅広い情報の提供に努めます。また、ホームページや広報誌を活用す
264 るほか、スポーツ大会*などの機会に情報発信を行うことにより、地域住民や野尻湖
265 を訪れた方への情報提供に努めます。

266 ※2028年に開催される長野国民スポーツ大会では、野尻湖がオープンウォータースイミングの会場と
267 なる予定です。

268 ④ 水文化の継承と発展

269 野尻湖に関する歴史・文化を将来にわたって継承することにより、地域住民及び野
270 尻湖を訪れる人々が、野尻湖及び野尻湖を取り巻く環境の重要性を認識できるよう
271 にし、もって環境保全意識の向上を図ります。

272 (4) 地元主導による取組の強化

273 ① 地域に密着した計画推進体制の整備

274 野尻湖の水質保全に係る機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議に加

275 え、新たに信濃町と協議の上、地元関係者との意見交換会を開催するとともに、出前
276 講座等により地域住民と意見交換をしながら、水質保全に向けた各種対策を具体的に
277 検討するなど、地域に密着した取組を推進します。

278 ② 間接流域の住民及び下流域の住民との交流・連携
279 導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市や新潟県妙高市の住民及
280 び下流域の住民との交流・連携を促進し、野尻湖の水環境の保全に努めます。

281 ③ 実践的な行動の促進
282 地域住民等の自主的かつ日常的な取組を強化するため、実践的な行動の普及啓
283 発に努めるとともに、住民参加による環境保全活動を推進します。

284 (5) 水質汚濁事故への対応
285 油類の流出等の水質汚濁事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、関係機関が連携
286 を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被害拡大
287 防止措置等、適切な対策を講じます。

288 (6) 関係地域計画との整合
289 指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資す
290 るよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮し
291 ます。

292 (7) 環境保全活動の支援
293 本計画の各種施策を推進するため、県及び信濃町は、湖辺の景観保全を含む様々な環
294 境保全活動を積極的に支援します。
295

296
297
298

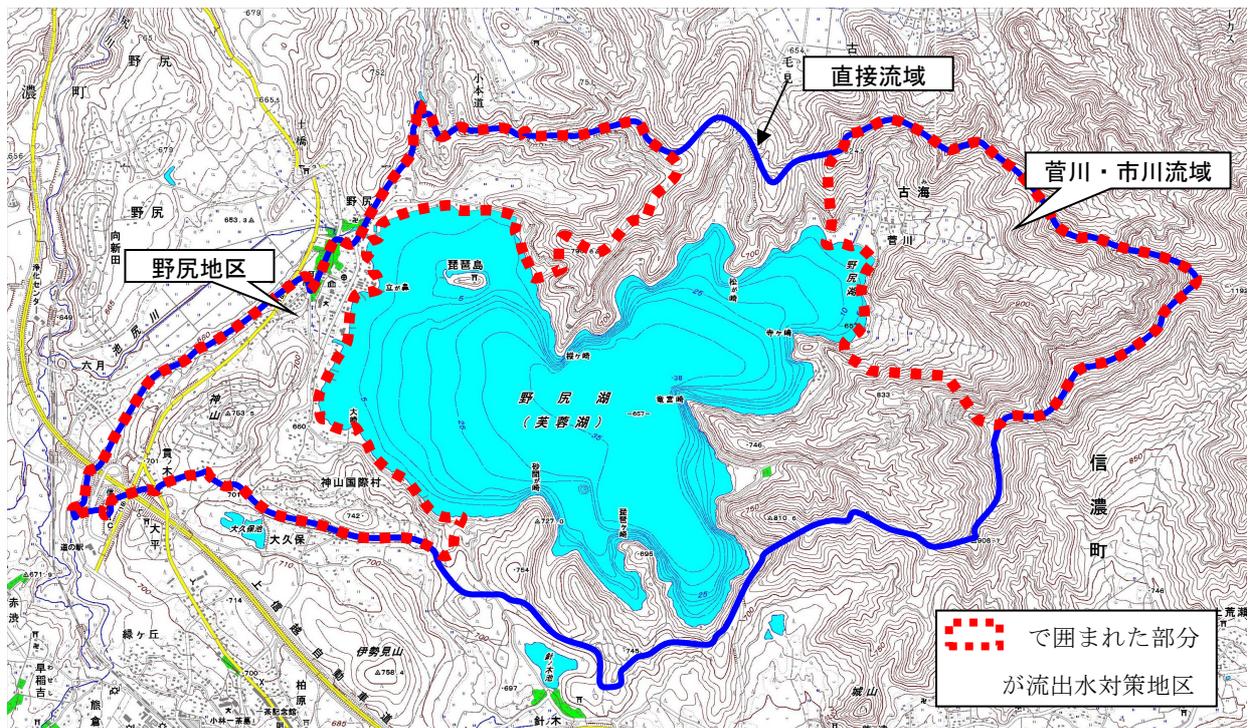
野尻地区及び菅川・市川流域における 流出水対策推進計画（第4期）

299 1 流出水対策の実施の推進に関する方針

300 野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、下水道の普及等の対策の進捗により工場・事業場、
301 家庭等の特定汚染源による負荷は減少してきましたが、市街地、農地、自然地域からの降
302 雨による非特定汚染源の流出水対策については、対象が広範で対策が難しく、負荷の大部
303 分を占めており、削減が課題となっています。

304 このため、第6期野尻湖水質保全計画では、野尻湖流域において汚濁負荷量が比較的
305 多い市街地又は農地である野尻地区及び菅川・市川流域を、湖沼水質保全特別措置法に定め
306 る流出水対策地区に指定し、各種対策を実施してきましたが、引き続き重点的に各種対策
307 を実施することにより、流出水の汚濁負荷量の低減に努めます。

308



309
310
311

(注) 森林地域を除く。

〈流出水対策地区（野尻地区・菅川・市川流域）〉

312 (1) 取組目標

313 野尻地区及び菅川・市川流域においては、市街地、農地等土地利用に応じた流出水対策
314 を水の循環に留意する中で重点的に行い、野尻湖への汚濁負荷の流入を削減します。

315 (2) 実施主体

316 県及び信濃町が主体となって事業を進めるとともに、地域住民及び関係機関が互いに
317 連携及び協力をするることにより、流出水対策を推進します。

318 2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

319 野尻地区及び菅川・市川流域は野尻湖周辺に位置し、野尻湖への汚濁負荷量が比較的多
320 いことから、次の取組について地域全体と連携しつつ重点的に推進します。

321 (1) 市街地対策

322 ① 道路清掃及び側溝清掃

323 降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、
324 地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を
325 促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援します。

326 ② 水の循環の促進を通じた流出水対策

327 降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及
328 び事業場において、敷地内の清掃を推進するよう普及啓発に努めます。

329 ③ 緑化の促進

330 宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、敷地等からの土砂流出を防ぐ
331 とともに、植物に栄養塩類を吸収させることにより、野尻湖に流入する汚濁負荷の削
332 減を図ります。

333 (2) 農地対策

334 流域で営農している農業者に対し、適切施肥に係る技術指導を行うとともに、長野県
335 における農業環境負荷低減事業活動実施計画の認定、信州の環境にやさしい農産物認証
336 の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図り、環境にやさしい農業の地域
337 ぐるみの取組を推進します。

338 (3) 自然地域対策

339 流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能
340 が十分発揮されるよう保全します。

341 (4) 河川浄化対策

342 野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等
343 の流入抑制を図ります。

対 策	推進主体	推進事業量
湖岸、流入河川清掃	県、信濃町、住民	随 時

344
345
346

347 3 流出水対策に係る啓発に関すること

348 県は、信濃町や関係機関と連携し、パンフレットの作成・配布等により、住民に取組目
349 標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

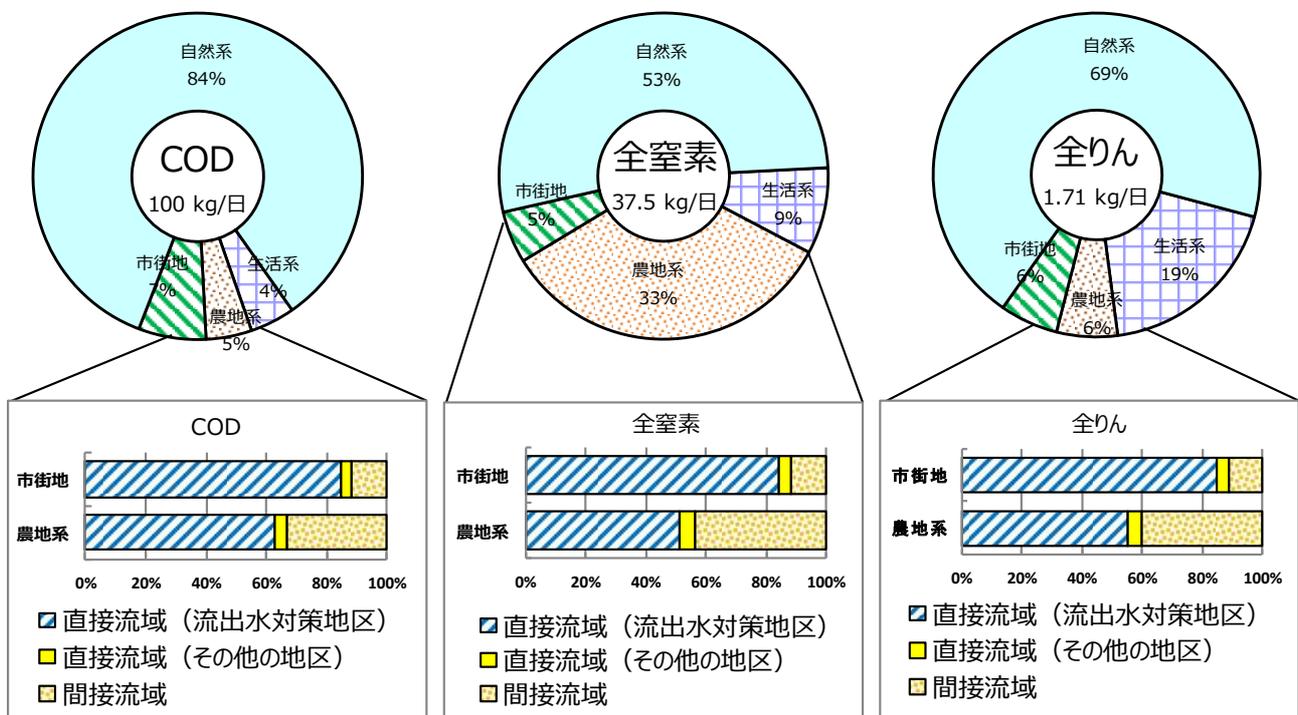
350 4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

351 県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、水質等の測定を実施し、以
 352 後の野尻湖流域における流出水対策に反映させます。

353 〈対策効果の把握〉

対 策	実施主体
流入河川における水質測定 (COD、全窒素、全りん等)	県

354
 355
 356
 357

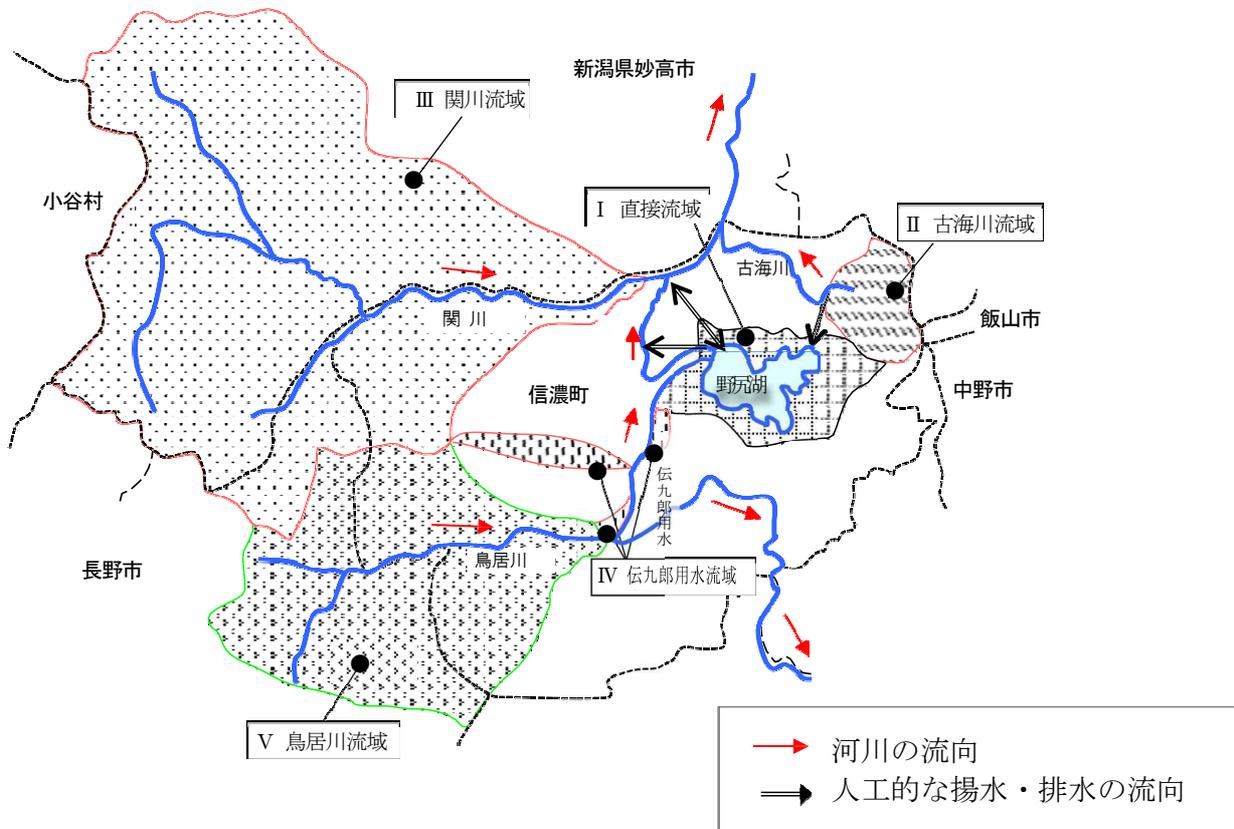


358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369

〈野尻湖への流入負荷量の割合 (令和元～5年度平均)〉

370 【参考】

371 1 野尻湖の流域図



372

373 2 野尻湖の水質調査地点図

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

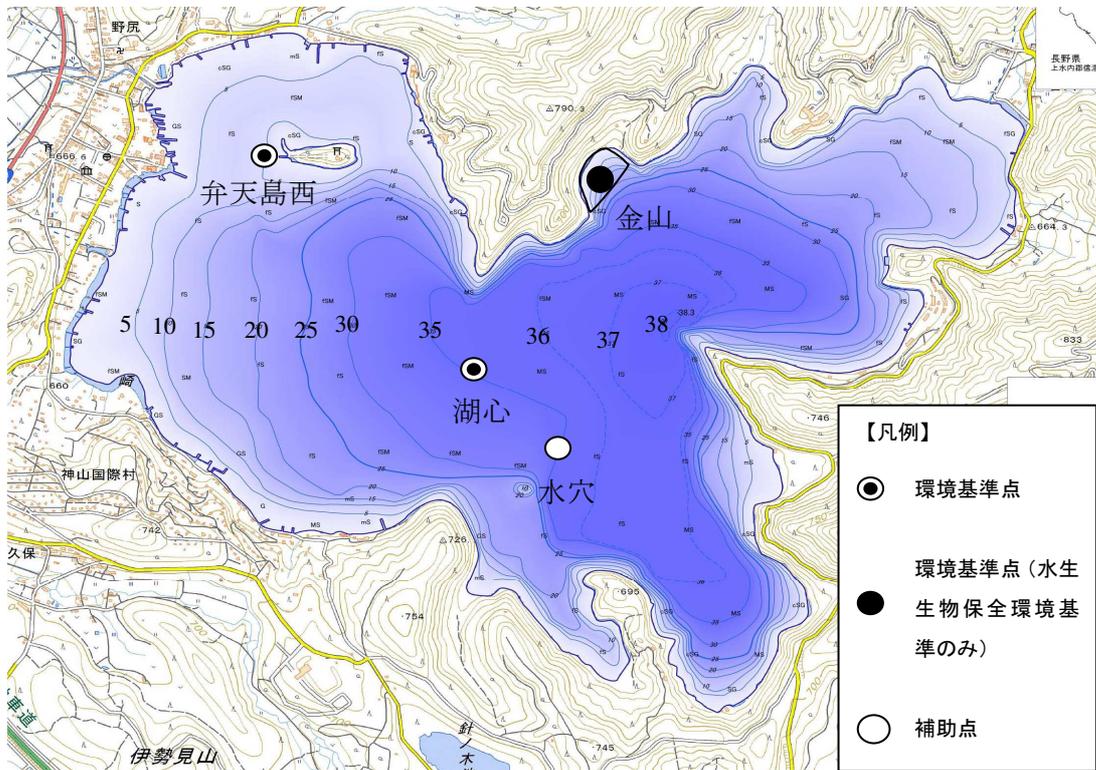
386

387

388

389

390



出典：国土地理院のデータを加工して作成